

運送事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、燃油価格の高騰が運送事業の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の事業維持又は継続のための支援を目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等（以下「交付対象事業者」という。）とする。

- (1) 市内に本社又は本店を有すること。
 - (2) 交付対象事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）を行っていること。
 - (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の使用の本拠の位置が三島市内、かつ有効期間の満了する日が申請日以後の事業用自動車（中小企業者等がその交付対象事業の用に供する自動車（三輪及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）を所有していること。
 - (4) 申請日時点において、交付対象事業を1年以上営んでいること、かつ、当該補助金を受給した後も交付対象事業を営む意思があること。
 - (5) 市税を完納していること。
 - (6) 中小企業者等緊急支援補助金交付要綱（令和4年10月1日施行）に基づく、支援金の給付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。
- (1) みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企

業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者、または大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者)であること。

(2) 三島市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するもの)であること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと市長が認めるもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業用自動車のうち、申請日時点における普通自動車の台数に7万円を乗じて得た額に、軽自動車の台数に4万円を乗じて得た額を合計した額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の申請の期限は、令和4年12月28日とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、運送事業者支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 請求書(様式第3号)

(3) 市内に本社又は本店が存することが確認できる書類

(4) 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣又は中部運輸局長の許可書等の写し

(5) 貨物軽自動車運送事業を営む者においては、当該事業に係る静岡運輸支局長への貨物軽自動車運送事業経営届出書等の写し

(6) 交付の対象となる事業用自動車全ての自動車検査証の写し

(7) 申請の日が属する月の前月を含む直近1年間の月ごとの売上高が確認できる書類

(8) 法人名義(法人の場合に限る。)又は個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の申請は、一事業者につき1回に限るものとする。

(請求)

第6条 補助金を請求しようとする者は、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第7条 市長は、交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 第3条に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなったとき。
- (3) 誓約書の記載事項に違反したことが明らかとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

運送事業者支援補助金交付申請書

令和 4 年 月 日

三島市長 あて

運送事業者支援補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者情報

住所	〒 ー 三島市
法人名又は屋号	
代表者名	
電話番号 (補助金の問合せ先)	

2 事業について

● 区分（どちらかに✓）

<input type="checkbox"/> 中小企業等 (個人事業主及びみなし大企業を除く)	資本金		円	従業員数		人
<input type="checkbox"/> 個人事業主						

● 営む事業（いずれかに✓）

<input type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/> 特定貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/> 貨物軽自動車運送事業

● 事業開始日

明・大・昭・平・令		年		月		日
-----------	--	---	--	---	--	---

3 交付対象自動車（申請日時点） ※緑・黒ナンバーのみ

普通自動車 (緑ナンバー)		台×70,000円＝		円 【A】
軽自動車 (黒ナンバー)		台×40,000円＝		円 【B】

4 交付申請額

【A】 + 【B】		円
-----------	--	---

様式第 2 号（第 5 条関係）

誓 約 書

運送事業者支援補助金の申請にあたり、下記のことについて誓約いたします。この誓約に反していることが判明した場合は、本補助金を返還するとともに、それにより生じた損害については、市へ賠償を請求しません。

記

- 1 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。また、指定の期日までに応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
- 3 本補助金の交付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- 4 三島市暴力団排除条例（平成 24 年三島市条例第 6 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等又は同条例第 6 条第 2 項に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するもの）ではありません。
- 5 市税の滞納の有無について、市税収納課に照会することに同意します。
- 6 国や地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への補助金の交付事務に関し、情報提供を求められる場合には、本補助金の申請情報を提供することに同意します。また、申請内容の虚偽や不正が疑われる場合には、関係機関に照会を行うことに同意します。

以上

令和 4 年 月 日

三島市長 あて

氏名

※法人の代表者又は個人事業主が、
自署又は記名・押印をお願いします。

様式第3号（第5条関係）

運送事業者支援補助金交付請求書

令和 4 年 月 日

三島市長 あて

住 所

（主たる事業所の
所在地）

法人名又は屋号

代 表 者 名

㊟

交付の確定を受けた補助金について、運送事業者支援補助金交付要綱第7条の規定により、
次のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 振込先口座

金融機関				本・支店名				口座番号	
銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫				本店 支店					
金融機関 コード				支店 コード			種目	普通・当座・その他	
(フリガナ) 口座名義人									